

改正

昭和52年3月19日条例第14号

昭和56年3月24日条例第3号

昭和61年3月31日条例第12号

昭和61年7月31日条例第36号

平成元年3月28日条例第17号

平成7年3月17日条例第17号

平成9年3月21日条例第14号

平成13年3月23日条例第19号

平成17年7月19日条例第66号

平成29年3月24日条例第16号

長崎県勤労福祉会館条例をここに公布する。

長崎県勤労福祉会館条例

(設置)

第1条 勤労者の文化、教養及び福祉の向上を図るため、長崎県勤労福祉会館（以下「会館」という。）を長崎市に設置する。

(会館の管理)

第2条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用の承認に関する業務
- (2) 会館の利用に係る利用料金に関する業務
- (3) 会館及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の運営に関して知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第4条 第2条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知

事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 会館の管理に関する事業計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- (指定管理者の指定の基準)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った会館の管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) この条例の目的に照らして、設置者との連携が十分に図られるものであること。

(開館日)

第6条 会館は、12月29日から翌年の1月3日(以下「休館日」という。)までの間を除き、開館するものとする。ただし、指定管理者は、やむを得ない事由があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第7条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、やむを得ない事由があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の承認等)

第8条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしてはならない。

- (1) 会館及びその附属設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められたとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 物品販売等の営業の目的で会館を利用しようとするとき(知事が特に認める場合を除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるものとして知事が定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、第1項の承認に、会館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は承認を受けた場所の全部若しくは一部を転貸してはならない。

（利用の承認の取消及び利用の中止）

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

（1） その利用が前条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

（2） 前条第3項の規定による条件に違反したとき。

（3） 前条第4項の規定に違反したとき。

（4） 虚偽その他不正な行為により前条第1項の承認を受けたとき。

（5） 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

（利用承認事項の変更）

第10条 利用者は、第8条第1項の規定により承認を受けた事項を変更し、又はその利用を中止しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用料金）

第11条 利用者は、その利用に係る利用料金を納めなければならない。

2 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が、会館と規模、形態等において類似の施設の同種利用料金と比較して均衡のとれたものであると認めるときは、承認するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（1） 災害その他やむを得ない事由により利用者が利用の承認を取り消され、又は中止されたと

き。

- (2) 前号に定めるもののほか、利用者がその責めに帰することのできない事由により会館を利用できなくなったとき。

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用を終了したとき又は第9条の規定により利用の承認を取り消され、若しくはその利用を中止されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第15条 会館及びその附属設備を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 長崎県労働会館条例（昭和27年長崎県条例第76号）は、廃止する。
- 3 附属機関の設置に関する条例（昭和29年長崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和52年条例第14号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第3号）抄

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第12号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第36号）抄

- 1 この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第17号）

この条例は、平成元年4月1日から施行し、第3条の規定による改正後の長崎県中小企業従業員住宅貸付条例第5条第1項の規定は、同日以後貸付契約し、又は貸付料金に変更がある住宅に係る貸付料金から適用する。

附 則（平成7年条例第17号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第14号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長崎県勤労福祉会館条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 1 項の規定による承認を受けている者は、この条例による改正後の長崎県勤労福祉会館条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 1 項の規定による承認を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により承認を受けたみなされた者がこの条例の施行前に旧条例第 3 条第 1 項の規定により当該承認に係る使用料を納付している場合は、新条例第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、当該承認に係る利用料金を納めることを要しない。

附 則（平成17年条例第66号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、この条例による改正後の長崎県勤労福祉会館条例第 2 条から第 5 条までの規定（指定管理者の指定の手続に関する部分に限る。）及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月24日条例第16号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。